

○会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて

平成6年1月31日 建設省営管第56号
平成6年12月1日 建設省営管第549号
平成9年9月10日 建設省営管第436号
平成10年4月17日 建設省営管第350号
平成21年1月21日 国営管第468号
平成31年3月20日 国営管第408号
最終改正 令和5年12月27日 国営管第376号

大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

大臣官房官庁営繕部管理課長 から あて

官庁営繕部工事請負業者選定要領（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号。以下「選定要領」という。）第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）の一般競争参加資格（選定要領第14の規定に基づき、当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。以下同じ。）については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

（手続の公示等）

1 大臣官房官庁営繕部長（以下「官庁営繕部長」という。）は、更生手続開始決定者の一般競争参加資格について再度の一般競争資格審査（以下「再審査」という。）を行う場合の手続を2以下に従い定めるとともに、一般競争資格審査の定期審査及び随時審査に係る申請等に関する公示をする際に併せて、当該手続の概要及び次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 更生手続開始決定者は、再審査の申請を行うことができること。

(2) 更生手続開始決定者は、再審査の申請を行わないときは、競争参加資格が確認されない場合があること。

（地方支分部局の長への通知）

2 更生手続開始決定者が再審査の申請（以下「再申請」という。）を行う場合は、事前に、現在の一般競争参加資格の資格申請書類等を提出した地方支分部局の長（以下「受付部局長」という。）に対して、別記様式により再申請を行う旨及び再申請を希望する部局を通知させるものとする。

（再申請の受理等）

3 官庁営繕部長は、受付部局長から2の通知を受け付けた旨の通知を受けるとともに、受付部局長に対し再申請をする者（以下「再申請者」という。）より提出された書類及び受

付部局長が実施したヒアリングの結果の送付を受け、送付された書類及びヒアリングの結果を速やかに審査するものとし、必要があると認めるときは別途再申請者に対して質問等を行うことができるものとする。

(再申請に係る一般競争資格審査)

4 官庁営繕部長は、次に掲げるところにより、再審査を行うものとする。

(1) 選定要領第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。

(2) (1)に掲げる者以外の者については、5により算定した総合点数を付与し、等級区分を設けている工事種別については等級及び当該等級における順位を付して資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して資格があると認定するものとする。

(客観点数及び主観点数の算定)

5 (1) 官庁営繕部長は、官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領の規定に基づき、客観点数及び主観点数を算定するものとする。ただし、選定要領第2第二号イの客観的事項(共通事項)については、受付部局長より送付された再申請書において貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定するものとする。

(2) 官庁営繕部長が必要と認めるときは、3のヒアリング等の結果を勘案して、(1)により算定する客観点数及び主観点数について、当該客観点数及び主観点数のおおむね20%の範囲内の点数を減じて算定することができるものとする。

(競争参加資格審査会)

6 官庁営繕部長は、再審査の予備審査を行うため競争参加資格審査会の会議を開くことができるものとする。

(再審査の結果の通知等)

7 官庁営繕部長は、4による一般競争参加資格の認定を再申請を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に行うものとし、当該認定を行ったときは直ちに、一般競争参加資格認定通知書により、再申請者に必要な通知を行うものとする。

(従前の資格の認定の取消し等)

8 官庁営繕部長は、4により一般競争参加資格の認定を行ったときは、直ちに再申請者に係る従前の一般競争参加資格の認定を取り消すとともに、当該認定を取り消したときは、その旨を一般競争参加資格認定取消通知書により再申請者に通知するものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

9 4により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争資格審査に基づく一般競争参加資格の認定のときまでとする。

(その他)

10 (1) 更生手続開始決定者の再度の一般競争参加資格については、この取扱いに定めるもののほか選定要領に定めるところによるものとする。

(2) 更生手続開始決定者のうち、再審査を受けた者については、再審査の結果に基づき、通常の有資格業者と同様の取扱いをするものとする。

(施行日)

11 この通達は、通達の日から施行する。

なお、次回の一般競争資格審査の随時審査に係る申請等に関する公示を行うまでの間の

措置として、1に基づき再審査を行う場合の手続を定めた場合は、直ちに当該手続の概要並びに1(1)及び(2)に掲げる事項を公示するものとする。

別記様式

(用紙A4)

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書

年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けましたので、再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を希望します。

（再度の申請を希望する部局名には○をつけて下さい）

東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局 近畿地方整備局
中国地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局 官庁営繕部 国土技術政策総合研究所